



志摩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

志摩市長

橋爪 政友

志摩市条例第 22 号

志摩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

志摩市消防団員等公務災害補償条例(平成16年志摩市条例第220号)の一部を次のように改正する。

第18条中「、市は、葬祭補償として」を「、市は」に改め、「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の志摩市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以降に支給すべき事由の生じた志摩市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

(補償の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間においてこの条例による改正前の志摩市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給す

べき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、新条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。